

市第50号議案 横浜市地域ケアプラザ条例の一部改正

1 趣旨

横浜市山下地域ケアプラザを新規設置するとともに地域密着型通所介護及び老人介護支援センターに係る関係規定を整理するため、横浜市地域ケアプラザ条例（以下「条例」という。）の一部を改正します。

2 改正の概要

(1) 地域ケアプラザの新規設置について

地域ケアプラザの名称等を定める条例別表第1及び別表第3に令和3年2月に開所を予定している「横浜市山下地域ケアプラザ（緑区北八朔町）^{※1}」を追加します。

※1：全市で141館目、緑区における整備計画7館のうち最後の7館目

(2) 地域密着型通所介護を実施する場合の位置付けの明確化について

地域ケアプラザが実施する事業及び利用料金のうち、通所介護等の介護保険サービスについては、条例第2条第1項第5号（事業等）及び条例第7条第2項第1号（利用料金）において、各サービス名^{※2}を列挙し定めています。これまで地域密着型通所介護については列挙したサービスに準じる事業として、地域ケアプラザから地域密着型通所介護の実施に係る相談があり、今後、実施する施設が増えていく可能性があることから、他の介護保険サービスと同様、「地域密着型通所介護」を明記します。

※2：現在は、通所介護、認知症対応型通所介護、介護予防認知症対応型通所介護及び指定第1号通所事業が条例に規定されています。

(3) 老人福祉法（昭和38年法律第133号）第20条の7の2に規定する老人介護支援センター（以下「在介支」という。）に関する規定の整理について

本市では、地域ケアプラザが行う事業のうち老人福祉を中心とする相談、連絡調整等を行うため、地域ケアプラザに在介支を設置してきました。

一方、地域ケアプラザの機能の1つである地域包括支援センターでは、在介支の行う事業を包含しつつ、福祉に関する相談、連絡調整等を総合的に実施しています。

については、包含している事業を主に地域包括支援センターの事業として整理することが現状の実態にも沿って適当であると考えられるため、在介支の設置に係る規定（条例第2条第5項）を削ります。

3 施行期日等

(1) 公布の日から施行します。

ただし、別表第1及び別表第3の改正規定は、規則で定める日から施行します。

(2) 横浜市山下地域ケアプラザを供用するために必要な行為に係る規定は、公布の日から施行します。

4 資料

(1) 横浜市山下地域ケアプラザ位置図

(2) 横浜市山下地域ケアプラザイメージ図

<裏面あり>

【参考1】新旧対照表（横浜市地域ケアプラザ条例）

改正前	改正後
<p>横浜市地域ケアプラザ条例 平成3年9月横浜市条例第30号</p> <p>（事業等）</p> <p>第2条 プラザは、次の事業を行う。 （第1号から第4号まで省略）</p> <p>(5) 老人福祉法（昭和38年法律第133号）第10条の4第1項第2号の措置に係る者、介護保険法（平成9年法律第123号）第8条第7項に規定する通所介護（以下「通所介護」という。）、同条第18項に規定する認知症対応型通所介護（以下「認知症対応型通所介護」という。）、同法第8条の2第13項に規定する介護予防認知症対応型通所介護（以下「介護予防認知症対応型通所介護」という。）又は同法第115条の45第1項第1号ロに規定する第1号通所事業（同法第115条の45の3第1項に規定する指定事業者により行われるものに限る。以下「指定第1号通所事業」という。）のサービスを受ける者その他市長が必要と認める者（その者を現に養護する者を含む。）への通所による便宜の供与 （第6号から第9号まで省略）</p> <p>(10) その他前各号に準ずる事業 （第2項から第4項まで省略）</p> <p><u>5 第1項第3号及び第4号に掲げる事業を行うため、プラザに老人福祉法第20条の7の2に規定する老人介護支援センターを置く。</u></p> <p><u>6 第1項第9号に掲げる事業を行うため、プラザに介護保険法第115条の46に規定する地域包括支援センターを置く。</u></p>	<p>横浜市地域ケアプラザ条例 平成3年9月横浜市条例第30号</p> <p>（事業等）</p> <p>第2条 プラザは、次の事業を行う。 （第1号から第4号まで省略）</p> <p>(5) 老人福祉法（昭和38年法律第133号）第10条の4第1項第2号の措置に係る者、介護保険法（平成9年法律第123号）第8条第7項に規定する通所介護（以下「通所介護」という。）、<u>同条第17項に規定する地域密着型通所介護（以下「地域密着型通所介護」という。）、</u>同条第18項に規定する認知症対応型通所介護（以下「認知症対応型通所介護」という。）、同法第8条の2第13項に規定する介護予防認知症対応型通所介護（以下「介護予防認知症対応型通所介護」という。）又は同法第115条の45第1項第1号ロに規定する第1号通所事業（同法第115条の45の3第1項に規定する指定事業者により行われるものに限る。以下「指定第1号通所事業」という。）のサービスを受ける者その他市長が必要と認める者（その者を現に養護する者を含む。）への通所による便宜の供与 （第6号から第9号まで省略）</p> <p>(10) その他前各号に準ずる事業 （第2項から第4項まで省略）</p> <p><u>5 第1項第9号に掲げる事業を行うため、プラザに介護保険法第115条の46に規定する地域包括支援センターを置く。</u></p>

改正前	改正後																			
<p>(利用料金)</p> <p>第7条 (第1項省略)</p> <p>2 利用料金は、次に掲げる額の範囲内において、指定管理者が市長の承認を得て定めるものとする。</p> <p>(1) <u>通所介護、認知症対応型通所介護</u>、介護予防認知症対応型通所介護又は指定第1号通所事業のサービスを受ける者への通所による便宜の供与にあつては、介護保険法の規定により定められた<u>通所介護、認知症対応型通所介護</u>、予防認知症対応型通所介護又は指定第1号通所事業のサービスに係る費用の額 (第2号から第5号まで省略)</p> <p>別表第1 (第1条第2項)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%;">名称</th> <th style="width: 50%;">位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">(省略)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">(省略)</td> <td rowspan="2" style="text-align: center;">横浜市緑区</td> </tr> <tr> <td>横浜市東本郷地域ケアプラザ</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">(省略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>別表第3 (第2条第3項及び第4項)</p> <p style="padding-left: 20px;">(省略)</p> <p style="padding-left: 20px;">横浜市鴨居地域ケアプラザ</p> <p style="padding-left: 20px;">(省略)</p>	名称	位置	(省略)		(省略)	横浜市緑区	横浜市東本郷地域ケアプラザ	(省略)		<p>(利用料金)</p> <p>第7条 (第1項省略)</p> <p>2 利用料金は、次に掲げる額の範囲内において、指定管理者が市長の承認を得て定めるものとする。</p> <p>(1) <u>通所介護、地域密着型通所介護、認知症対応型通所介護</u>、介護予防認知症対応型通所介護又は指定第1号通所事業のサービスを受ける者への通所による便宜の供与にあつては、介護保険法の規定により定められた<u>通所介護、地域密着型通所介護、認知症対応型通所介護</u>、介護予防認知症対応型通所介護又は指定第1号通所事業のサービスに係る費用の額 (第2号から第5号まで省略)</p> <p>別表第1 (第1条第2項)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%;">名称</th> <th style="width: 50%;">位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">(省略)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">(省略)</td> <td rowspan="3" style="text-align: center;">横浜市緑区</td> </tr> <tr> <td>横浜市東本郷地域ケアプラザ</td> </tr> <tr> <td><u>横浜市山下地域ケアプラザ</u></td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">(省略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>別表第3 (第2条第3項及び第4項)</p> <p style="padding-left: 20px;">(省略)</p> <p style="padding-left: 20px;">横浜市鴨居地域ケアプラザ</p> <p style="padding-left: 20px;"><u>横浜市山下地域ケアプラザ</u></p> <p style="padding-left: 20px;">(省略)</p>	名称	位置	(省略)		(省略)	横浜市緑区	横浜市東本郷地域ケアプラザ	<u>横浜市山下地域ケアプラザ</u>	(省略)	
名称	位置																			
(省略)																				
(省略)	横浜市緑区																			
横浜市東本郷地域ケアプラザ																				
(省略)																				
名称	位置																			
(省略)																				
(省略)	横浜市緑区																			
横浜市東本郷地域ケアプラザ																				
<u>横浜市山下地域ケアプラザ</u>																				
(省略)																				

【参考2】横浜市地域ケアプラザ条例で規定されている通所系サービス事業

改正前	改正後
通所介護 認知症対応型通所介護 介護予防認知症対応型通所介護 指定第1号通所事業 その他前各号に準ずる事業	通所介護 <u>地域密着型通所介護</u> 認知症対応型通所介護 介護予防認知症対応型通所介護 指定第1号通所事業 その他前各号に準ずる事業

【参考3】国から示されている事業内容

在宅介護支援センター	地域包括支援センター
地域の要援護高齢者等の把握	総合相談支援業務
要援護高齢者等に関するサービス基本台帳の整備	
各種保健福祉サービス等に関する情報提供	
在宅介護等に関する各種相談対応	
訪問等による在宅介護の方法等についての指導、助言	
認知症高齢者の家族等への情報提供及びサービス利用に関する助言	
住宅改修に関する相談・助言	
サービス情報マップの作成	
保健福祉サービスの適用調整	
福祉用具に関する相談・助言	包括的・継続的ケアマネジメント支援業務
居宅介護支援事業所の介護支援専門員との情報交換	
居宅介護支援事業所の介護支援専門員の支援	介護予防支援事業
介護予防サービス等利用の支援	
介護予防教室等の開催	一般介護予防事業
	<ul style="list-style-type: none"> ・権利擁護事業 ・在宅医療・介護連携推進事業 ・生活支援体制整備事業 ・認知症総合支援事業 ・他職種協働による地域包括支援ネットワークの構築 ・地域ケア会議の実施

【位置図】



緑区区民生活マップより引用（一部加工）。この地図の著作権は横浜市が保有しています。

横浜市山下地域ケアプラザ

健康福祉・医療委員会
令和元年9月11日
健康福祉局

市第50号議案関連資料
(横浜市地域ケアプラザ条例の一部改正)



施設概要

施設名	横浜市山下地域ケアプラザ
所在地	緑区北八朔町 218 番地 13 ほか
構造・規模	木造 地上1階建て
敷地・延床面積	敷地面積 1,736.24 m ² (予定)・延床面積 462.07 m ² (予定)
開所時期	令和3年2月(予定) ・工事着手 令和2年2月(予定) ・しゅん工 令和2年12月(予定)

※イメージ図は計画中のものであり、今後変更となる可能性があります。